

令和2年度国産ジビエ認証委員会設置要領

1 目的

国産ジビエの利用拡大に当たっては、ジビエが消費者から信頼される食品であることが必要であり、安全性の確保、流通規格の遵守、トレーサビリティの確保が重要である。このため、農林水産省では平成30年5月に「国産ジビエ認証制度」（30農振第436号農村振興局長通知）を定めたことから、その制度の運用に当たり、捕獲から消費まで幅広いジビエの流通に関する知識・経験を有する者で構成する「国産ジビエ認証委員会」を設置し、認証機関の審査、認証制度の普及等の検討を行う。

2 委員

- (1) 委員は、別紙のとおりとする。
- (2) 委員長は委員の互選とし、委員会の議事を行う。
- (3) 委員長は、委員のほか、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見の表明や説明を求めることができる。
- (4) 委員の任期は、令和3年3月31日までとする。
- (5) 委員長は、必要に応じ委員長代理を指名することができる。
- (6) 委員の都合がつかない場合、代理出席を認める。
- (7) 委員会の決定により、新たな委員を任命できる。
- (8) 委員は、委員が所属する機関等が認証機関に申請した場合は、その審査から外れる。
- (9) 委員は、委員が所属する機関等が監査の対象となった場合は、その監査から外れる。

3 認証部会

- (1) 委員会の中に、認証機関の登録に係る事前審査及び立入監査を行う認証部会を設置する。
- (2) 認証部会は、委員から選任する。
- (3) 認証部会は、認証申請機関の申請書類を事前審査し、その結果を委員会で報告する。
- (4) 認証部会は、認証機関の立入監査を行い、その結果を委員会で報告する。

4 公開及び機密保持

- (1) 委員会の会議は非公開とする。
- (2) 議事概要等も、原則として非公開とするが、求めに応じて公開する。
- (3) 認証部会は、委員会に報告するための内部検討であることから、会議及び議事概要ともに非公開とする。
- (4) 委員は委員会における審査内容等を漏らしてはならない。

5 運営

- (1) 運営事務局は（株）一成が行う。ただし、運営に当たっては、農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課と協議する。
- (2) 本設置要領に基づく委員会運営は令和3年3月31日までとする。

附 則

この要領は、令和2年7月27日から運用する。

国産ジビエ認証委員会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

委 員

- かきうち ただまさ
垣内 規誠 (株)ART CUBE 代表取締役
- かじ こういち
梶 光一 東京農工大学 名誉教授
- かただ かつのり
片田 勝紀 (一社) 全国日本調理技能士会連合会 会長
- こじま やすなり
小島 康成 (株)小島商店 取締役副社長
- さ さ き ようへい
佐々木 洋平 (一社) 大日本猟友会 会長
- たかい しんじ
高井 伸二 北里大学 教授
- たむら きよとし
田村 清敏 (一社) 日本フードサービス協会 理事・事務局長
- ふじき のりひこ
藤木 徳彦 (一社) 日本ジビエ振興協会 理事長
- まるやま ゆたか
丸山 豊 (一社) 日本オーガニック検査員協会 副代表理事
- みやじま しげお
宮島 成郎 日本ハム・ソーセージ工業協同組合 専務理事
- もりた ゆきお
森田 幸雄 麻布大学 教授
- やまだ けん
山田 研 辻調理師専門学校 教育研究センター長
- やましろ まさとし
山城 政利 長野県 林務部 森林づくり推進課
鳥獣対策・ジビエ振興室 課長補佐
- やまもと ちぐさ
山本 千草 北海道 環境生活部 環境局 自然環境課
エゾシカ活用係 係長

オブザーバー

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長

農林水産省農村振興局鳥獣対策・農村環境課長

農林水産省農村振興局鳥獣対策室長

農林水産省食料産業局食文化・市場開拓課外食産業室長

農林水産省食料産業局食品製造課基準認証室長

※ ○印は、委員長 □：認証部会委員（委員会と兼務）

国産ジビエ認証委員会認証部会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

委 員

- たかい しんじ
高井 伸二 北里大学 教授
- まるやま ゆたか
丸山 豊 (一社) 日本オーガニック検査員協会 副代表理事
- もりた ゆきお
森田 幸雄 麻布大学 教授

オブザーバー

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長

農林水産省農村振興局鳥獣対策・農村環境課長

農林水産省農村振興局鳥獣対策室長

農林水産省食料産業局食文化・市場開拓課外食産業室長

農林水産省食料産業局食品製造課基準認証室長

※ ○印は、部会長